

第9回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	平成27年9月29日午後2時15分			閉会	平成27年9月29日午後2時25分	
日程番号	議案番号	案 件			結果	
1	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則の一部改正について			承認	
2	議案第17号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について			可決	
出席委員	議席番号	氏 名		欠席委員	議席番号	氏 名
	1番	記虎 敏和			番	
	2番	徳永 博正			番	
	3番	山下 薫子			番	
	4番	吉村 雅昭			番	
	5番	村橋 彰		番		
説明員	教育次長	高井 法子		説明員	学校規模調整課長	永田 昌宏
	管理部長	君家 通夫			学校給食課長	前村 卓志
	学校教育部長	若田 透			教職員課長	大船 純之
	社会教育部長	中路 清			児童生徒支援室 課長(生徒指導担当)	狩野 雅彦
	管理部参事	俣野 浩一			児童生徒支援室 課長(人権・支援担当)	田辺 元美
	管理部次長 (参事級)	益田 正治			教育推進室 教育指導課長	位田真由子
	管理部次長	荻野 晋三			教育推進室 教育研修課長 兼 教育文化センター館長	喜多 一友
	社会教育部次長 (参事級)	森澤 可幸			社会教育課長	米倉 仁美
	社会教育部次長	松宮 祥久			文化財課長	鈴江 智
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	石村 和巳			スポーツ振興課長	井岡 功一
	児童生徒支援室長	足立 一彦			中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎
	教育推進室長	花崎 知行			中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐
	管理部副参事	寺西 光治			記録	教育総務課課長代理
学務課長 (副参事級)	早崎 由子		傍聴の人数		0人	
教育総務課長	小菅 徹					

○記虎委員長 それでは、開会させていただきます。

開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第9回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、徳永委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、日程1、報告第5号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第5号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

ご報告いたしますのは、ページ中ほどの2、臨時代理事項にございますとおり、臨時代理第4号でございます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

臨時代理第4号、「枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」について、ご説明いたします。

本件は、平成27年9月16日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますけれども、3ページをご覧ください。

本規則につきましては、大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき、枚方市教育委員会においても必要な事項を定めておりますけれども、このたび、府立学校勤務時間規則の一部が改正され、市町村立学校に勤務する府費負担教職員については、当該規則の規定を準用するものとされていることから改正するものでございます。

改正箇所につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。4ページをご覧ください。

第5条に設けております、（育児又は介護を行う職員についての特例）につきまして、第2号において、「小学校の第1学年から第3学年までの子のある職員」を「小学校に就学している子のある職員」と、対象を拡大する内容に改めるものでございます。

3ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行すると定め、9月16日から施行しております。

以上、甚だ簡単な説明でございますけれども、臨時代理第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第5号を採決します。

本件は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第17号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 それでは、議案第17号、枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

本議案につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

規則改正の趣旨でございますが、平成28年4月から予定している、蹉跎図書館及び牧野図書館への指定管理者制度の導入に伴い、規則中の教育長を指定管理者と読みかえるため、また開館時間等を変更するため、条例施行規則を改めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、8ページの新旧対照表でご説明いたします。

指定管理者制度導入に伴う改正は、第9条第2項及び第4項、第11条第1項及び第3項、第17条の改正が該当いたします。

順にご説明いたします。

まず、第9条第2項では、「教育長」の次に、「又は条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」を加え、また第9条第4項、第11条第1項及び第3項、第17条では、「教育長」の次に、「又は指定管理者」を追加いたします。

また、蹉跎図書館及び牧野図書館の開館日や開館時間等の読み替え規定として、指定管理者による管理の項目を新しく追加し、第19条といたします。第19条につきましては、10ページに記載しております。

補則の規定につきましては、第20条へ繰り下げます。

次に、その他の改正内容を順次、ご説明いたします。

第7条第2号は、貸出対象者となる団体の構成要件を明記するものでございます。第7条につ

きましては、8ページに記載しております。

また、9ページに記載しておりますように、第11条第3項第3号では、個人登録の取り消しを行う際の、経過期間の起算日として、「個人登録の日若しくは」の文言を追加いたします。

同じく9ページ、第13条第1項及び第14条では、図書宅配サービスの対象外となります図書館資料に関する文言整理を、第13条第2項では、図書宅配サービスの実施要綱を定めたことによる文言整理を行っております。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規則の施行日につきまして、平成28年4月1日と定めるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第17号、枚方市立図書館条例施行規則の一部改正についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第17号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成27年第9回枚方市教育委員会定例会を閉会といたします。

署 名

記 虎 敏 和

---

德 永 博 正

---